

東労発基 0820 第2号
令和6年8月20日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二 殿

東京労働局長

ビルメンテナンス業における転倒災害防止の徹底について（要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきまして御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、都内におけるビルメンテナンス業については、令和6年において、労働災害が多発しており、令和6年6月末日現在で、休業4日以上死傷者数が280人と、前年同期に比べ21.7%の増加と全産業の中でも特に高い増加率となっているなど、憂慮すべき状況となっています。

労働災害の発生状況を見ますと、転倒災害の増加が著しく、その中でも高年齢労働者が被災する災害が多発しています。

高年齢者は身体機能が低下することにより、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。

高年齢労働者の転倒災害を防止するためには、通路の段差や滑りやすい箇所を解消するなどのハード対策に加え、体力チェックを実施し体力の状況を踏まえた作業に従事させるなどのソフト対策を推進していただくことが重要です。

つきましては、貴会におかれましても、傘下会員事業者等に対し、下記の事項に留意の上、別紙のリーフレットを配布する等により、事業者が行う転倒災害防止対策の推進が図られますようお願いいたします。

記

- 1 エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策
- 2 エイジフレンドリー補助金の活用
- 3 業務中の転倒による重傷の防止
- 4 東京労働局公式チャンネルに掲載しているビルメンテナンス業向けショート動画の活用

(別紙)

- リーフレット「ビルメンテナンス業で転倒災害が多発しています」
- リーフレット「エイジフレンドリーガイドライン」
- リーフレット「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内」
- リーフレット「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう」

東労発基 0820 第2号
令和6年8月20日

一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会
会長 佐元 正之 殿

東京労働局長

ビルメンテナンス業における転倒災害防止の徹底について（要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきまして御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、都内におけるビルメンテナンス業については、令和6年において、労働災害が多発しており、令和6年6月末日現在で、休業4日以上死傷者数が280人と、前年同期に比べ21.7%の増加と全産業の中でも特に高い増加率となっているなど、憂慮すべき状況となっています。

労働災害の発生状況を見ますと、転倒災害の増加が著しく、その中でも高年齢労働者が被災する災害が多発しています。

高年齢者は身体機能が低下することにより、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。

高年齢労働者の転倒災害を防止するためには、通路の段差や滑りやすい箇所を解消するなどのハード対策に加え、体力チェックを実施し体力の状況を踏まえた作業に従事させるなどのソフト対策を推進していただくことが重要です。

つきましては、貴会におかれましても、傘下会員事業者等に対し、下記の事項に留意の上、別紙のリーフレットを配布する等により、事業者が行う転倒災害防止対策の推進が図られますようお願いいたします。

記

- 1 エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策
- 2 エイジフレンドリー補助金の活用
- 3 業務中の転倒による重傷の防止
- 4 東京労働局公式チャンネルに掲載しているビルメンテナンス業向けショート動画の活用

(別紙)

- リーフレット「ビルメンテナンス業で転倒災害が多発しています」
- リーフレット「エイジフレンドリーガイドライン」
- リーフレット「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内」
- リーフレット「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう」